

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照条文

○ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）（抄）

（傍線部分は修正部分）

修正案	現行 （網掛け部分は政府案による改正部分）
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 この法律において「地域脱炭素化促進事業」とは、地域の特性を生かした事業の展開及びその利益の地域における経済活動への還元等に配慮しつつ、太陽光、風力、水力、地熱等の自然界に存する熱その他の再生可能エネルギーであつて、地域の自然的社会的条件に適したものの利用による地域の脱炭素化（次条第一項に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、地域の自然的社会的条件に応じて当該地域における社会経済活動その他の活動に伴つて発生する温室効果ガスの排出の量の削減等を行うことを行う。以下同じ。）のための施設として環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるもの（以下「地域脱炭素化促進施設」という。）の整備及びその他のエネルギーの使用の合理化をはじめとする地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であつて、地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行うものをいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（同上）</p> <p>2～5（同上）</p> <p>6 この法律において「地域脱炭素化促進事業」とは、太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであつて、地域の自然的社会的条件に適したものの利用による地域の脱炭素化（次条に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、地域の自然的社会的条件に応じて当該地域における社会経済活動その他の活動に伴つて発生する温室効果ガスの排出の量の削減等を行うことを行う。以下同じ。）のための施設として環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるもの（以下「地域脱炭素化促進施設」という。）の整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であつて、地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行うものをいう。</p>

7 (略)

(基本理念)

第二条の二 地球温暖化対策の推進は、パリ協定第二条1(a)において世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏二度高い水準を十分に下回るものに抑えること及び世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏一・五度高い水準までのものに制限するための努力を継続することとされていることを踏まえ、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、我が国における二千五十年までの脱炭素社会（人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。以下同じ。）の実現を旨として、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行われなければならない。

2| 地球温暖化対策の推進は、科学的知見の充実に努めつつ地球温暖化を防止する予防的な取組方法により早期に対応することを旨として、行われなければならない。

3| 地球温暖化対策の推進は、環境教育等を通じて地球温暖化対策に関する知識の普及を図りつつ、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るとともに、情報の適切な公開に

7 (同上)

(基本理念)

第二条の二 地球温暖化対策の推進は、パリ協定第二条1(a)において世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏二度高い水準を十分に下回るものに抑えること及び世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏一・五度高い水準までのものに制限するための努力を継続することとされていることを踏まえ、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、我が国における二千五十年までの脱炭素社会（人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。第三十六条の二において同じ。）の実現を旨として、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行われなければならない。

(新設)

(新設)

より透明性を確保しながら行われなければならない。

4| 地球温暖化対策の推進は、地球温暖化が生活、社会、経済又は自然環境に及ぼす影響への適応に伴う将来の国民の負担が過重なものとならないよう、迅速かつ適切に行われなければならない。

5| 地球温暖化対策の推進は、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であることに鑑み、国際的協調の下に、国際社会において我が国の占める地位に応じて積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第三条 (略)

2 (略)

3| 国は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策の推進に当たっては、国民の意見を国の施策に反映させるため、温室効果ガスの排出の量の削減等に関し広く国民の意見を求めるための制度の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4| 6| (略)

(地方公共団体の責務)

第四条 (略)

2| 地方公共団体は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための施

(新設)

(新設)

(国の責務)

第三条 (同上)

2 (同上)

(新設)

3| 5| (同上)

(地方公共団体の責務)

第四条 (同上)

(新設)

策の推進に当たっては、住民の意見を当該地方公共団体の施策に反映させるため、温室効果ガスの排出の量の削減等に関し広く住民の意見を求めるための制度の整備その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

3| 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進を図るため、第一項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。）を講じ、及びその講じた措置に関する情報を公開するように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策に協力しなければならない。

(地球温暖化対策計画)

第八条 (略)

2 地球温暖化対策計画は、次に掲げる事項について定めるものと

2| 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。）を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策に協力しなければならない。

(地球温暖化対策計画)

第八条 (同上)

2 (同上)

する。

一〇八 (略)

九 地球温暖化対策に関し、国民の意見を国の施策に反映させる

ために必要な措置に関する基本的事項

十 第三条第四項に規定する普及啓発の推進（これに係る国と地

方公共団体及び民間団体等との連携及び協働を含む。）に関する

基本的事項

十一・十二 (略)

3 (略)

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、

遅滞なく、地球温暖化対策計画を国会に報告するとともに、公表

しなければならない。

(地球温暖化対策討議会)

第十五条の二 本部に、地球温暖化対策討議会（以下この条及び次

条において「討議会」という。）を置く。

2 討議会は、委員二百人をもって組織する。

3 委員は、衆議院議員の選挙権を有する者であつて選挙人名簿に

登録されているものの中から、政令で定めるところにより、くじ

で選定するものとする。

4 討議会は、本部長の諮問に応じ、我が国における二千五十年ま

一〇八 (同上)

(新設)

九 第三条第三項に規定する普及啓発の推進（これに係る国と地

方公共団体及び民間団体等との連携及び協働を含む。）に関する

基本的事項

十一・十二 (同上)

3 (同上)

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、

遅滞なく、地球温暖化対策計画を公表しなければならない。

(新設)

での脱炭素社会の実現のための施策の在り方その他の地球温暖化対策に関する重要事項について調査審議し、本部長に対して建議を行う。

5 本部は、その事務を行うに当たっては、前項の規定により討議会が述べた意見を尊重しなければならない。

第十五条の三 討議会に、専門的な知見を補うため、専門補助員を置くことができる。

2 専門補助員は、討議会が調査審議する事項に関し優れた識見を有する者のうちから、本部長が任命する。

3 専門補助員は、討議会において、専門的な知見に基づき、次に掲げる職務を行う。

一 討議会が調査審議する事項に関する情報を提供し、及び説明すること。

二 専門的見地から必要な助言を行うこと。

(国及び地方公共団体の施策)

第十九条 (略)

2 (略)

3 国は、都道府県及び市町村が前項に規定する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措

(新設)

(国及び地方公共団体の施策)

第十九条 (同上)

2 (同上)

3 国は、都道府県及び市町村が前項に規定する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措

置を講ずるよう努めるものとする。

第十九条の二 国及び地方公共団体は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第三百十号）第九條第一項の規定の趣旨に従い、地球温暖化対策に関する環境教育の推進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第十九条の三 国は、エネルギーの使用の合理化又は再生可能エネルギーの利用の促進により温室効果ガスの排出の量の削減等に資するため、その設置する施設について、省エネルギー・再生可能エネルギー利用改修（エネルギーの使用の合理化又は再生可能エネルギーの利用を目的として、建築物その他の工作物の増築、改築、修繕、改良、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備を行うこと）をいう。次項において同じ。）を計画的に実施するものとする。

2 地方公共団体は、国に準じて、その設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー利用改修に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条（略）

2（略）

置を講ずるよう努めるものとする。

（新設）

（新設）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条（同上）

2（同上）

3 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

一 太陽光、風力、水力、地熱等の自然界に存する熱その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項

二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用、エネルギーの合理化その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項

三〇五（略）

4（略）

5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一（略）

二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」と

3 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項

二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項

三〇五（同上）

4（同上）

5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一（同上）

二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」と

いう。)及び地域の環境の保全等のため地域脱炭素化促進事業の対象としない区域(第二十二條第二項第二号において「保全区域」という。)

三〇五 (略)

六 地域脱炭素化促進事業への住民の関与に関する事項

六〇九 (略)

10 都道府県及び市町村(地方公共団体実行計画において、第三項各号又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする市町村に限る。次項において同じ。)は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

11〇17 (略)

(地方公共団体実行計画協議会)

第二十二條 (略)

2 地方公共団体実行計画協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 (略)

二 関係行政機関、関係地方公共団体、第三十七條第一項に規定する地球温暖化防止活動推進員、第三十八條第一項に規定する

いう。)

三〇五 (同上)

(新設)

六〇九 (同上)

10 都道府県及び市町村(地方公共団体実行計画において、第三項各号又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする市町村に限る。次項において同じ。)は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

11〇17 (同上)

(地方公共団体実行計画協議会)

第二十二條 (同上)

2 地方公共団体実行計画協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 (同上)

二 関係行政機関、関係地方公共団体、第三十七條第一項に規定する地球温暖化防止活動推進員、第三十八條第一項に規定する

<p>地域地球温暖化防止活動推進センター、地域脱炭素化促進事業を行うと見込まれる者その他の事業者、住民、地方公共団体実行計画において促進区域又は保全区域を定めようとする場合における当該促進区域内又は保全区域内の住民及び土地の所有者その他の当該都道府県及び市町村の地域における地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者</p> <p>三 (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(地域脱炭素化促進事業計画の認定)</p> <p>第二十二条の二 (略)</p> <p>2 地域脱炭素化促進事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 地域脱炭素化促進事業への住民の関与に関する事項</p> <p>十 (略)</p> <p>3～17 (略)</p>	<p>地域地球温暖化防止活動推進センター、地域脱炭素化促進事業を行うと見込まれる者その他の事業者、住民その他の当該地域における地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者</p> <p>三 (同上)</p> <p>3～5 (同上)</p> <p>(地域脱炭素化促進事業計画の認定)</p> <p>第二十二条の二 (同上)</p> <p>2 地域脱炭素化促進事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～八 (同上)</p> <p>九 (新設)</p> <p>九 (同上)</p> <p>3～17 (同上)</p>
---	--

（傍線部分は修正部分）

修正案	政府案
<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第二条第六項の改正規定（「次条」を「次条第一項」に改める部分に限る。）、第二条の二に四項を加える改正規定、第三条の改正規定、第四条の改正規定、第五条の改正規定、第八条第二項の改正規定、第八条第四項の改正規定、第十九条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定及び第十九条の次に二条を加える改正規定並びに次条第一項、附則第七条及び第八条の規定 公布の日</p> <p>二 第二条第六項の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第十条の次に見出し及び二条を加える改正規定、第二十一条第三項第一号、同項第二号及び同条第五項の改正規定、第二十一条第十項の改正規定、第二十二條第二項第二号の改正規定並びに第二十二條の二第二項の改正規定並びに次条第二項及び第三項の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において</p>	<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

政令で定める日

(経過措置)

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の際現に存するこの法律による改正前の地球温暖化対策の推進に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第八条第一項の規定に基づく地球温暖化対策計画は、この法律による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「新法」という。）第八条第一項の規定に基づく地球温暖化対策計画が定められるまでの間、同項の規定に基づく地球温暖化対策計画とみなす。

2 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に存する旧法第二十一条第一項、第三項及び第五項の規定に基づく地方公共団体実行計画は、新法第二十一条第一項、第三項及び第五項の規定に基づく地方公共団体実行計画が定められるまでの間、これらの規定に基づく地方公共団体実行計画とみなす。

3 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧法第二十二条の二三項の認定を受けている地域脱炭素化促進事業計画は、新法第二十二條の二第三項の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画とみなす。

(新設)

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に脱炭素化支援機構という文字を使用している者については、新法第三十六条の七第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 株式会社脱炭素化支援機構の成立の日の属する事業年度の株式会社脱炭素化支援機構の予算については、新法第三十六条の三十一項中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「その成立後遅滞なく」とする。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後十年を目途として、新法の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、地球温暖化に伴う気候変動に起因する影響が危機的な水準にあることに鑑み、気候変動に関する法制度の在り方について抜本的な見直しを含め検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、新法第二条第六項に規定する地域脱炭素化促進施設の設置に関する区域の設定及びその効果の在り方について検討を加え、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ず

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に脱炭素化支援機構という文字を使用している者については、この法律による改正後の第三十六条の七第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 株式会社脱炭素化支援機構の成立の日の属する事業年度の株式会社脱炭素化支援機構の予算については、この法律による改正後の第三十六条の三十一項中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「その成立後遅滞なく」とする。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後十年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(新設)

(新設)

るものとする。

(租税特別措置法の一部改正)

第六条 (略)

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第七条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第七十九条第二項中「第二条の二」を「第二条の二第一項」に改める。

(脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部改正)

第八条 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条の二」を「第二条の二第一項」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第五条 (略)

(新設)

(新設)